

広島県告示第八百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によって、公有水面の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が呉市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる町及び字の区域に編入する旨、呉市長から届出があった。

平成十九年八月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

上		欄		下	欄
位	置	面	積		
呉市阿賀町字灘七五〇四の一に接する道路に接する県道から二四一九の二に接する道路に接する県道を経て七六五九の二に接する県道に至る市有地の地先		五、二九四・三二平方メートル		呉市阿賀南七丁目	
呉市下蒲刈町三之瀬字南町二七二の一に接する無番地から二四四の一を経て一九九の三に接する道路に至る地先		五八九・八三平方メートル		呉市下蒲刈町三之瀬字南町	